

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、令和4年2月28日に全日本港湾労働組合沖縄地方本部執行委員長から下記のとおり争議行為を行う旨、通知がありました。

令和4年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 事件（要求事項）

- (1) 2022年賃金引き上げについては、基本給を一律20,000円引き上げ、4月分賃金からとすること。
- (2) 夏季一時金については、職員・常用は新基本給の35割とし、2022年7月8日(金)までに支給すること。
- (3) 初任給は高卒（18歳基準）で188,920円とし、期間は2022年4月1日から2023年3月31日までに採用された者とする。
- (4) 退職金の見直しについては、2021年秋年末要求の継続交渉を行うこと。
- (5) 港湾の制度政策については、全国港湾の2022年春闘要求に基づき、交渉をすすめること。

2 期間 2022年3月17日(木)始業時から、本件の全面解決に至るまで。

3 場所 沖縄港運株式会社、琉球港運株式会社、株式会社OTK、株式会社第一港運、一般社団法人全沖縄検数協会、沖縄第一倉庫株式会社、琉球物流株式会社、那覇埠頭倉庫株式会社、琉球物流運輸株式会社、株式会社沖縄急送、琉球倉庫運輸株式会社、株式会社東洋、株式会社きょうはい、マルエー物流株式会社、株式会社小禄運輸、株式会社ロジカルサポート、沖縄セメント工業株式会社、株式会社沖縄コンクリート、琉球海運株式会社、八重山港運株式会社、美崎運輸株式会社、石垣港運株式会社、沖縄ポーターミナル株式会社、総合紙器株式会社及び株式会社沖縄マテリアル輸送

4 概要 全日本港湾労働組合沖縄地方本部の組合員が稼働する職場全て。